

- 令和3年3月19日（金）
- 担当課名 子育て支援課
- 担当課職名 植原・栗原・武井
- 電話番号 0480-33-1111（内線265・279）

～お子さんの誕生を祝福～ 新生児1人につき杉戸産米『彩のきずな』（25kg）を贈呈します

杉戸町では、町の次世代を担うお子さんが誕生された世帯に、お子さんの誕生を祝福するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、杉戸産農産物の消費拡大及び地産地消の推進を図るため、**杉戸町の農家が生産した『彩のきずな』を贈呈**します。

概要

1 対象となるお子さま

令和3年4月1日以降に出生されたお子さんで、出生時に杉戸町の住民基本台帳に登録され、引き続き町内に居住している方

2 贈呈するお米

杉戸産 『彩のきずな』※（新生児1人につき25kg）

※埼玉県が育成したオリジナルブランド米です。

3 申請できる方

お子さまと同一世帯で、杉戸町内に住所を有している方

4 申請の手続き

お子さまの出生の届出日から90日以内に、子育て支援課まで申請書を提出

5 贈呈の方法

提出された申請書等を確認し、贈呈の可否を決定の上、後日、決定通知と「お米引換券（5kg券×5枚）」を郵送

6 引換え方法

まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと農産物直売所（所在地：杉戸町大字才羽823-2 TEL：0480-38-4189）『あぐりのお米屋さん』にて、引換券を提出し1枚につきお米5kgを受け取る。

※米の引換え期限は、決定年月日から1年以内。1枚につき5kg分の引換券となっているため、常に新鮮なお米と引換えが可能。

※希望者には精米したものをお渡しすることが可能。ただし、糠（ぬか）の分の重さが減ることとなるので注意。